

2009年2月19日
日本銀行

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、最近の金融資本市場の情勢に鑑み、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」（平成20年9月18日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成20年9月18日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」（平成20年9月18日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」（平成20年10月14日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。
5. 「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」（平成20年10月31日決定）を別紙5のとおり一部改正すること。
6. 「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」（平成20年12月2日決定）を別紙6のとおり一部改正すること。
7. 「企業金融支援特別オペレーション基本要領」（平成20年12月19日決定）を別紙7のとおり一部改正すること。

8. 「企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」
(平成20年12月19日決定) を別紙8のとおり一部改正すること。
9. 「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」 (平成21年1月22日
決定) を別紙9のとおり一部改正すること。
10. 「コマーシャル・ペーパー等買入における買入対象先選定基本要領」
(平成21年1月22日決定) を別紙10のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 中尾根 (03-3277-3768)
藤 原 (03-3277-2813)
金 融 市 場 局 千 田 (03-3277-1244)
福 田 (03-3277-1272)

別紙 1

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年41月30日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年41月30日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」中
一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成21年41月30日

別紙4

「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」中

一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 本措置は、平成20年10月末までの総裁が別に定める日から実施
し、平成21年4月30日をもって廃止する。

「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」中一部改正

○ 7. を横線のとおり改める。

7. 付利の開始および終了

この基本要領に基づく付利は、平成20年11月16日を起算日とする積み期間に関する当座預金または準備預り金に対する付利をもって開始し、平成21年39月16日を起算日とする積み期間に関する当座預金または準備預り金に対する付利をもって終了する。

「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」中
一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 本措置は、平成20年12月9日から実施し、平成21年41月30
31日をもって廃止する。

「企業金融支援特別オペレーション基本要領」中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、最近の企業金融情勢を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、企業金融支援特別オペレーション（適格担保を根担保として、共通担保として差入れられている民間企業債務の担保価額の範囲内で、金額に制限を設げずに、無担保コールレートの誘導目標と同水準の金利により、年度末越え資金を供給するを行う公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付期間

金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定する3か月以内の期間とする。ただし、返済期限は、平成21年4月30日を越えないものとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中

一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、な
お従前の例による。

「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」中一部改正

- 7. を横線のとおり改める。

7. 買入を行う期間

平成21年39月3130日までとする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年39月3130日をもつて廃止する。

「コマーシャル・ペーパー等買入における買入対象先選定基本要領」中

一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年3月3130日をもつて廃止する。